CL14

総 発 第 181 号
2010 年 9 月 10 日

企業会計基準委員会　御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

企業会計基準公開草案第 43 号
「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」及び
企業会計基準適用指針公開草案第 38 号
「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針(案)」
に対するコメントについて

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

7 月 9 日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます

敬具

記

1. 総論

総論としては、論点整理での方向感通り、国際的な会計基準と整合する内容となっており、異存ない。

ただし、公正価値の注記、特にレベル 3 に関する注記については、我が国における報告書の法定提出期限を考慮すれば財務諸表の作成者にとって過大なコストとなることが懸念されるため、コスト・ベネフィットの観点から見直しをお願いしたい。

2. 公正価値の概念・算定方法

- 公正価値を算定するにあたって、支配プレミアム、少数株主持分ディスカウント、市場性の欠如によるディスカウントなどの要素を反映する（適用指針（案）8 項・45 項）とあり、それぞれの要素について概要の記載はあるものの、具体的な考え方や算定方法についての記載がない。会社間の考え方の統一および恣意性を排除するためにも、具体的な考え方や算定方法もしくは設例が必要と考える。
- ブローカー等の価格がどのように算定されたのかを理解し、公正価値の定義を満たしているか否かを評価する（適用指針（案）30 項・54 項）とは、具体的にどのような行為を指すのかご教示いただきたい。ブローカー等からの提供可能な情報に制限があることが考えられる中で、実務上不可能な指針になっているようであれば再考をお願いしたい。結果的には、ブローカー等の信頼性、客観性を拠り所として評価する方法が合理的であると考える。
- 国際的な会計基準へのコンバージェンスを達成する観点から、我が国の会計基準にも公正価

値の開示に重要性がある場合は、ヒエラルキーを導入するという方向性自体には異論はない。ただし、レベル別の分類が財務諸表の利用者の意思決定に資するためには、分類における企業間の比較可能性が求められるため、分類についての詳細なガイダンスや設例の充実が必要である。確かに、適用指針（案）17～18 項によってレベル２～３に関しては論点整理時点よりも明確になったと考えるが、更に、我が国の従来の会計実務との差異を踏まえたガイドラインや設例を追加していく等の対応を検討いただきたい。具体的には次のとおり。

- 現預金や短期の債権債務については短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいという扱いをしている場合は恐らくレベル 2 に該当するものと考えるが、そういった実際の開示に基づく設例なども必要と思われる。また、同様に長期借入金などについての設例も示していただきたい。
- 金融商品以外に開示が求められている事項（賃貸等不動産他）の開示例についてもガイダンスを出していただきたい。
- 当会計基準により影響を受ける会計基準に「退職給付に関する会計基準」（年金資産の時価）が含まれている。年金資産の時価についてもレベル別の分類が求められるのか明確にしていただきたい。また、レベル別の分類は求められる場合、記載事例を出していただきたい。

3. 公正価値に関する注記事項

・ レベル 3 の公正価値に係る事項の開示については、本制度が金融危機への対応として主として金融機関を念頭に置いて設定された背景、また作成者の実務負担と情報の有用性を勘案し、対象を金融機関に限定する、あるいは、公正価値で測定すべき資産・負債の金額合計が総資産に占める割合に重要性のない場合には注記を省略するなど開示対象範囲を限定することについて、再考頂きたい。

・ 特に、レベル 3 についての期首残高から期末残高への調整表、及び感応度分析については、投資家にとっての有用性・財務諸表作成者の実務負担を鑑み、当該開示は過剰だと考えられ、各レベル別の貸借対照表残高の開示に留めることを再度ご検討頂きたい。

・ 公開草案の内容は依然として概念的な部分も多く、その点でも作成者側の実務負担が大きくなることが予想される。適用指針の中で、業種別の開示例を掲載するなど、各業種・企業の実情に応じた開示について配慮頂いている部分も見受けられるものの、金融機関と事業会社に分けて開示項目を各々規定するなど、より具体的なガイダンスの提供を通じて実務負担の軽減を図ることも、ご検討頂きたい。例えば、レベル 3 の公正価値についての感応度分析については、大半の事業会社にとって重要性に乏しいと想定され、（上述のとおり開示不要として頂きたいが、仮に注記するとしても、）「著しい変動」の判断を個社に委ねるのではなく、可能な範囲でガイダンスを提供して頂きたい。

4. 四半期財務諸表における注記事項

・ 政府が「新成長戦略」（2010 年 6 月 18 日公表）において四半期報告の大幅簡素化の方針を明確に打ち出し、それを受け金融庁でも制度の見直しが検討されている中、実務負担の大きい公正価値のレベル別内訳の注記（会計基準（案）第 18 項）を四半期財務諸表についても要求する当提案は、当該簡素化の方向性に逆行していると考えられるため、当該注記は不要とすることを強く要求する。

・ また、会社法に基づく計算書類など、他の法定開示書類における開示要否や開示の内容についても、過度な実務負担の軽減や開示の有用性の観点から、法定提出期限も踏まえて検討される必要があると考える。

以 上